

平成22年度以降の税制改正は？

民主党鳩山政権が誕生して約1カ月が経ちました。

政治と行政の在り方が様々な点で見直されていますが、税制改正プロセスにも自民党政権時代から変化が起きそうです。

具体的には、自民党政権時代は政府税制調査会、与党税制調査会の2つの税制改正を検討する委員会が存在し、政府税調は総理への諮問にとどまり、具体的な税制改正法案を検討、法案化するのとは与党税調でした。

民主党政権では、党税調は廃止し、政府税制調査会（会長は藤井財務大臣、メンバーはすべて政治家）が、具体的な税制改正を検討し法案化する役割を担うことになりました。今後週2回ペースで年末に向けて議論が重ねられていきます。

気になる来年度以降の税制改正ですが、政府では次の論点が検討される見込みです。

一覧表にまとめましたのでご参照下さい。

（長掛栄一）

税目	項目	平成22年度	平成23年度
所得税	扶養控除、配偶者控除、 配偶者特別控除の廃止	存続	廃止
	老年者控除(50万円)の復活	改正？	→
	公的年金等控除の拡大 最低120万円→140万円に	改正？	→
法人税	課税所得800万円までの部分の 税率を11%に	改正	→
	特殊支配同族会社課税制度の廃止	改正	→
	子会社株式の自社株買いに伴う みなし配当の益金不算入規定廃止	改正？	→
全般	租税特別措置透明化法 (各種租税特別措置の見直し)	今秋の臨時国会に法案提出？	
その他	ガソリン税、軽油取引税、 自動車重量税の暫定税率の廃止	改正	→

更新料訴訟その後

前回ご案内の京都の不動産賃貸に関する更新料は有効か否かの控訴審判決が、大阪高裁でありました。判決は、一審の京都地裁の合法判決を覆し、無効判決が下されました。

敗訴した貸主は最高裁に上告しており、最高裁がどのような判断を下すか注目したいと思います。

その後9月25日に、別の訴訟の判決が京都地裁でありましたが、同様に貸主が敗訴する判決となっています。

今のところ、京都の訴訟案件が中心となっていますが、同様に更新料制度の慣習がある首都圏への影響が気になるところです。

（長掛栄一）